

# デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第28回） 議事要旨

## 1. 日時

令和6年7月25日（木）16時00分～18時00分

## 2. 場所

総務省内会議室及びWEB

## 3. 出席者

### （1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本（龍）構成員、山本（隆）構成員

### （2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

### （3）総務省

山崎大臣官房総括審議官、豊島情報流通行政局長、赤坂大臣官房審議官、  
飯倉情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、  
岡井同局衛星・地域放送課長、坂入同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、  
増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、後白同局放送政策課企画官、  
宗政同局地上放送課企画官、本橋同局地域放送推進室長、  
岡山同局コンテンツ海外流通推進室長

### （4）ヒアリング

一般社団法人日本民間放送連盟 本橋常務理事・事務局長

日本放送協会 小池専務理事、前田局長、成見専任部長

## 4. 議事要旨

### （1）「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」からの報告

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ主査である山本（龍）構成員  
及びワーキンググループ事務局より、資料28-1及び28-2に基づき、説明が行われた。

### （2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

### 【奥構成員】

奥です。取りまとめ、ありがとうございました。資料28-2についてのコメントです。2番の柱の放送コンテンツの世界への発信という項目の最後の行に「NHK・民放の共同による、放送コンテンツの国外への流通を促進するためのインターネット配信プラットフォームの構築」と記載されています。

これは恐らく、それぞれのエリアに住んでいるネーティブの方へのサービスを目的にしています。つまりそのエリアの邦人を対象にしているわけではなく、そこで生活している人に日本の関連コンテンツを発信するということを意味していると理解しております。

しかし過去の経緯から、ジャパンプラットフォームを新たにつくるというのは非常にハードルが高いと感じます。ビジネスモデルとして、それぞれのエリアで受信料を取るわけにもいかず、サブスクで課金をするわけにもいかないとなりますと、当然、広告モデルということが想定されます。また場合によっては補助金や日本政府の援助ということが必要となるものだと思います。我々を主語にすれば、日本が発信したいものということで、インバウンドの誘致目的の番組などを配信するのだろうと推測します。しかしそれぞの国に住んでいる方にとっては、極東の島国の我々に、どれだけアイボールが集まるかとなると非常に難しいのではないかと感じます。

今まで相當に試行錯誤してやってきた様々なサービスの現状を鑑みると、そんなことが今後革新的なアイデアによってできるのだろうかということに懸念を感じますが、いかがでしょうか。以上でございます。

### 【飯村情報通信作品振興課長】

事務局から、お答えさせていただきます。先生、御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘のとおり、これまでも過去様々な取組のところなどでの海外に向けての展開というところが議論、検討されてきたところでございます。今回の海外、世界的な情勢といたしましても、動画配信といったような部分ということが非常に普及、促進をされてきているといった背景の事情というようなところなどもございますし、日本のコンテンツといったところに向けて、アジア等を含めてニーズといったようなところなどということも出ている部分もございます。そういうことで、海外に向けての展開ということで、複数の流通の選択肢といったところを一つ検証していく、見ていくということも必要なのではないかという部分がございます。

その中でも、既存の実ビジネスとの関係性ですか、また、海外に展開するに当たって、様々なその方向性、方策ということも考えていると思ってございますので、具体的にどういった効果的な

手法があるのかということを、引き続き、関係の事業者さんと話をていきながらの展開、流通の手段の構築に向けてということでございます。

また、人材の確保、育成の部分ですとか、上のポツの高機能設備の利用導入の促進といったようなところなどでも、支援の必要性があるのではないかといったところを取りまとめの構成としても記載させていただいておりますように、コンテンツの制作というような観点につきましても、よりグローバルに展開できるような、そういったコンテンツもどんどん映像化できるような、そういう後押しということも政策基盤の強化といったところも検討していくということで、コンテンツの制作というところの促進、流通基盤の強化といったようなところの両軸で検討を進めていくことが必要なんじゃないかと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

#### 【瀧構成員】

お取りまとめ、本当に疲れさまでございます。1点だけ、今後へのコメントですが、最初の柱のあたりで人材を考えていくときに、番組という広過ぎるくくりをしているのではないかと最近思っております。例えば映画、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー、質のよいニュースをつくることそれぞれについて、いろいろなものを番組としてくくなってしまってはいないかなという感覚がございます。それに人材の入り繰りはあると思うんですけども、それに専門の領域があると思っております。

なので、もう少し番組とかコンテンツと呼んでいるものを分けて、その中で、例えばアニメのように競争力があるもの、手当がより必要なもの、そうでないものも出てくるのかなという感覚がございまして、こういうふうに分けていくことはどう思われますかというのを、事務局様なのか、山本先生なのか、お伺いできればと思っております。以上です。

#### 【飯村情報通信作品振興課長】

事務局のほうからお答えをさせていただきます。御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり、一くくりに必要となるスキルですとかノウハウ、人材育成といつても、様々なジャンルとかによっても必要と求められてくるものが異なるというようなところがあろうかと思っております。放送コンテンツといったようなものを海外に展開していく、あるいは国内の中でも、リテラシーを含めて流通を促進していく上で、今後より具体化、どういったスキルが必要なのか、どういったノウハウが必要なのかといったところなどを具体化するに当たりまして、今、御指摘いただいたような視点、どういった専門の領域、または弱い部分をどう補填していくのかみたいなことを含めて検討を進めてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

## 【構成員】

ありがとうございます。ジャンルごと関わっている人の人数とかが最近非常に気になっていまして、E B P M的な考え方でいうと、人数をちゃんとジャンルごとに考えたいなと思いましたので、ぜひ今後の御検討として入れていただければと思います。以上でございます。

## (3) ヒアリング（偽・誤情報への対応について）

- ・日本放送協会 前田局長から、前回会合における三友座長からの「O S I N Tをどのように活用しているのか、O S I N T情報の信頼性の確保や、現地取材との組合せをどのように対応されているか。」との質問に対して、以下の通り説明が行われた。

### 【日本放送協会（前田局長）】

よろしくお願ひします。N H K前田でございます。O S I N Tについてです。

世界で紛争が頻発し、権威主義的な国での市民への弾圧も多数発生する中、現地取材が難しくても何が起きているかを明らかにする必要性が高まっています。こうした中、S N S上に投稿される膨大な動画や画像、衛星画像や船舶自動識別装置などのデジタルデータなど、オープンソースを組み合わせて調査を行うのがO S I N Tという手法であります。これは従来の証言者に直接取材を行う足で稼ぐ取材とともに、メディアにとっても不可欠となっています。

一方、O S I N Tを活用する際には、通常の取材以上に、いわゆる裏取りを慎重に行う必要性が生じます。N H Kでは、S N S上の動画や写真を使用する際には、誰が撮影したものなのか、そして、最初に投稿された大元を探し出した上で、いつどこで撮影されたものなのかを検証し、真偽を一つ一つ確認する作業を行います。その上で、動画に映る事象の証言者を探す作業も並行して行い、どこまで真実性を担保できるかを判断しています。

衛星画像や船舶自動識別装置などのデータは一次情報に当たるため、比較的信頼性が高いですが、そのデータを扱う民間企業によってデータの収集手法が異なっているため、必ずしも検証に必要な全てのデータがそろうとは限りません。そこで、複数のデータベンダーのデータをクロスさせながら分析を行うことが多いです。

オープンソースとして科学者による論文、公的機関の統計データを扱うことも多いですが、論文にもデータの誤用、捏造が含まれていることもあります。また、権威主義国のデータについては、必ずしも正確でないケースもあります。そこで、論文については、A Iによって全論文を収集解析し、共通の答えの傾向を分析する、統計データについては、民間企業が持つデータを入手してクロスチェックするなどの検証を行っています。

O S I N Tについては、以上でございます。

- ・一般社団法人日本民間放送連盟 本橋常務理事・事務局長より、資料28-3に基づき、説明が行われた。

#### (4) 質疑応答

各構成員から、以下の通り発言があった。

##### 【曾我部構成員】

曾我部です。どうもありがとうございます。先日も御質問を差し上げたような気もするんですけれども、繰り返しで恐縮なんですが、要するに違法アップロードをされたコンテンツに大手広告主の広告が表示されるなど、様々な影響を民放業界が受けているというようなところが含まれていたかと思います。

そういう中で、民放さんとしては、大手広告主と直接、あるいは間接に接点がおありなわけで、そういう中で、ブランドセーフティーアドフラウドに関する問題意識といったものを、放送局のほうから広告主に伝えていただくということはできるのではないかと思ったりもするわけです。以前、お伺いしたときはそういうことはされていないというようなお答えをいただいたような気もするんですけども、そういった取組というのは、およそ考えられないのかということを改めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

##### 【日本民間放送連盟（本橋常務理事）】

御質問ありがとうございます。民放連は、デジタル戦略特別部会を本年1月から設置をいたしまして、この問題に取り組み始めたところでございます。曾我部先生御指摘のような取組も必要ではないかと考えており、検討していきたいと思っています。

##### 【飯塚構成員】

御説明ありがとうございます。6ページの広告審査について教えてください。これは、各放送局、それぞれが内規やガイドラインを定めて、それぞれの放送局が自ら広告の審査を行っているのでしょうかということ、そして、もしそうである場合、各放送局の内規やガイドラインというものに何か大きな違いがあるのでしょうかというのが1点目。

2点目は、ウェブサイトなど、放送以外の放送局が行うデジタル広告については、民放連様として何か基準を示されているのかということを教えていただければと思います。と申しますのは、イギリスでは放送広告の事前審査は放送局ではなくて専門の組織が行っていると承知をしています。広告の規制当局がOfcomと協力しまして、広告放送コードを策定しているかと思いますが、イ

ギリスの場合は放送広告コードに従って審査を行うためのクリアランスセンターというものが大手民放の出資によって設立をされていて、テレビ広告の場合はクリアキャスト、ラジオ広告はラジオセンターという専門の組織が事前審査を行っていると承知をしています。

このように、広告の審査を一手に引き受ける専門組織の存在によって、放送局は自社で広告審査を行う負担が軽減されるということによりまして、番組制作により多くのリソースを裂けるようになるかと考えられますので、広告審査を放送業界全体として合理化していくということも場合によつては必要になってくるのかなと思った次第でした。

また、他方でイギリスは放送以外の広告についても放送コードが定められていて、例えば、BBCがイギリスの国内でデジタル広告を行う場合には、広告の規制当局が定める広告コードに従う必要があると規定されているかと思います。ウェブサイト、ソーシャルメディア、電子メール、新聞などは非放送広告として定義されているようですけれども、事前の広告審査というのは事実上不可能であるために、自主規制の対象となっているようです。そのため、広告の規制当局がガイダンス、アドバイス、トレーニングなどを提供しまして、広告コードの遵守というものをサポートしているということのようです。

また、広告の規制当局が消費者の苦情に対応したりですとか、放送と非放送、全てのメディアの広告を監視しているという状況のようです。広告規制は、本検討会のスコープから少し外れてしまうかもしれません、ネット配信の普及、拡大を見据えていきますと、放送と非放送を含めた広告規制の在り方というものについて検討していく必要があるのかなと感じた次第です。

長くなりましたが、以上です。

#### 【日本民間放送連盟（本橋常務理事）】

御質問ありがとうございました。

まず、違いがあるのかですが、基本的には民放連の加盟各社は、民放連の放送基準に準拠して広告の審査をしている現状があります。統一した考え方については、現在の日本の放送では、放送事業者それが自律的にCMを含む番組の中身をきちんと考えて出していく仕組みになっているので、今のところそうした仕組みはないと思います。

ただ、民放連の放送基準審議会では、さまざまな考査事例の共有であったり、他の業界の規制の動向の共有を通して、レベルを合わせたり、レベルを上げていく取組みを行っています。

#### 【飯塚構成員】

放送以外のウェブサイトなどで行われるような広告、デジタル広告については何か基準はござい

ますか。

【日本民間放送連盟（本橋常務理事）】

TVerの例を出していますが、基本的には、放送局が自らコントロールできる広告の範囲内では、民放連の放送基準をおおむね準用しています。ただ、媒体特性の違いは若干あると考えております。

【三友座長】

本橋さん、どうもありがとうございました。放送による情報空間の健全性の確保にいろいろと尽力されているという点につきましては、とてもよく理解ができました。どうもありがとうございました。

【落合構成員】

御説明ありがとうございます。1点だけ、お伺いしたいことがございまして、オンライン空間で多くの情報を摂取する方が増えてきている中で、民放として、しっかりオンライン空間でも情報発信をしていろいろな方にリーチしていこうという積極的な施策も重要ではないかと思います。その点については、改めて、既に様々御質問もあったところと、若干重複するところもあるかもしれません、お考えであったり、取組のところがあれば教えていただきたいと思います。

【日本民間放送連盟（本橋常務理事）】

ありがとうございます。スライドの3枚目で、TBSのNEWS DIGの事例を出しておりますけれども、それぞれの系列単位でニュースのネットワークを組んで取材、報道していますので、ネットワーク単位でさまざまな形でニュースの発信をしています。また、ローカル局でもかなり積極的にアプリの活用を通して全県民がアプリを使っていただけるような取組を進めています。そうしたところで、情報を消費する現場にできるだけニュースが届くような工夫をしていると認識しています。

【落合構成員】

ありがとうございます。別の検討会のほうでも議論させていただいておりますが、コンテンツモデレーション等で、リスクのある情報を減らしていくということもあるとは思いますが、一方で、積極的に、比較的良いと思われる情報を出していく取組も非常に重要なと思いますので、ぜひ今後

とも取組を強化していただければと思っております。

私のほうは以上です。

(5) ヒアリング（小規模中継局等のブロードバンド等による代替及び放送の将来像について）

- ・事務局より、参考資料1に基づき、説明が行われた。
- ・日本放送協会 小池専務理事より、資料28-4に基づき、説明が行われた。

(6) 質疑応答

各構成員等から、以下の通り発言があった。

【林構成員】

名古屋大学の林です。論点5に関することですけれども、NHKがIPユニキャストを含むBB代替を実施する必要性あるいは妥当性については、これまであまり議論されていなかったので、親会で何らかの議論をしないといけないのではないかと思っていました。そういう意味では、今回、NHKさんからプレゼンしていただけて、おかげさまで頭がよく整理できました。

その上で、質問、コメントなんですけれども、これまでの本検討会の議論においても、放送をめぐる構造的变化の中で、もっとありていに言うと、民放、とりわけローカル局をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、基幹放送が良質な番組を全国の視聴者に届けていくために、先ほども小池専務理事様からも御言及があったように、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を低減して、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である、という整理がされてきたところかと思います。

この点に関しては、NHKさんにおかれても、還元目的積立金とか中継局共同利用といった形で国民負担を抑えながら、経営合理化を促しつつ、民放を含めた公共放送としての役割を果たすための議論を主導されて、そして、そのための制度整備も併せてここ数年来、行われてきたと承知しています。こうした中で、今後、とりわけ人口減少等の構造的な変化がさらに進む中で、非効率的な中継局を維持し続けることに経営上の合理性がない場合に、国民の受信料負担の水準を維持するために、また、代替措置が受信者にとって需要できる水準のサービスであるということを前提に、NHKさんが一定の条件の下で、IPユニキャスト等で代替を行えるようにするということは、私は妥当な方向性ではないかと思っています。特に、NHKさんは民放との二元体制を維持していくためのプラットフォームとしての機能を果たす必要があると思っています。

そこで質問なんですかね、民放さんにして、NHKさんは受信料財源によって安定的な経営を行うことができる存在ですので、そういった存在であるNHKさんが、IPユニキャストとBB

代替を検討する必要があるのはなぜかということあります。単にNHKさん御自身の経営合理化の一端として、コンテンツへの注力、つまりネットワークコストの効率化、コスト削減を図るというだけではなくて、もちろんそれらの視点も極めて重要ですけれども、それに加えてといいますか、あるいはそれにも増してといいますか、NHKと民放との二元体制の維持というのが、ここでも大命題として登場してくるのではないかと思っています。つまり、民放がBB代替を実施していくに当たっても、NHKさんと共同で実施していくことが必要不可欠であって、そういったBB代替によるメリットを最大限に引き出すためにも、NHKさんもBB代替に参画して、民放と共同で取り組むことを視野に入れた制度整備が必要になってくるんじゃないかなと思うながらプレゼンを聞いていたんですけども、その辺りはいかがでしょうかということでありまして、その辺り、スライドでもじみ出ているのかもしれませんけども、ちょっと奥歯に物が挟まった感じを受けましたので、改めてお聞きする次第です。以上です。

#### 【奥構成員】

奥です。NHKの小池専務理事にお伺いします。

最後のページ、論点5について、特に著作隣接権のところに当たる部分ですが、7ページのポツ2つ目、IPユニキャストにおける代替は基幹放送の代替にすぎずとお考えであるということあります。そこで、公共メディアとしてのお立場でコメントをいただきたいのですが、ブロードバンド代替のワーキングで示されたエア受けという、一旦受信エリアで受けてから、そこから配信するという仕組みについて、NHKさんはどのようにお感じになっているのかということあります。

ユニキャストでのサービスとなると、チャンネル選択はリクエストベースとなり、もし利用者がNHKを視聴選択した場合には、その時間帯は裏局となる民放は録画できないということになります。また仮に何らかの非常事態が起こった際には、恐らく多くの方がNHK総合テレビを選択されると思います。その際に輻輳は本当に起こらないのでしょうか。NHKが本来やるべき生命の安全を守るということに関しての担保に関して、NHKさんのお立場からどのようにお感じになっているかということをお伺いできればと思います。以上であります。

#### 【落合構成員】

私のほうも何点かお伺いしたいと思います。

放送の役割についてです。御説明いただきまして、確かに価値があるという点について、インターネット社会の中でも変わらない役割があるということ自体は、そうであると思っておりますが、一方で、伝送路、必ずしも、ほかの方も使える伝送路になってきた場合に、ほかの方も情報発信し

ている中で、より質の高い情報を流していくことになります。これまでの状況ですと、かなり広くのマスに対してリーチできる手段がほかに少なかった中で果たしていた役割というのと、そういう言論がたくさんある中で果たされる役割というのは若干変わってくる部分もあるのではないかとも思います。その点について、どうお考えになられるかです。これは以前、実証実験でもいろいろな言論などを比較されるようなこともされていたので、既にNHKの中ではそういったこと自体は考えられているのではないかとも思いますが、この点についてお伺いしたいということが一つです。

もう1点が、IPユニキャストの関係で、既に奥構成員のほうもおっしゃっていただいたところがございますが、様々な代替方式についても、放送の代替がとされているところがあります。代替ができるという際には、7ページの2つ目のポツの中で、新たな権利処理であったり支払い等が発生しないような仕組みということも書いていただいている部分もございます。基本的にほかの伝送路、もしくは具体的な技術的手法を用いる場合においても、基本的には蓋かぶせをされているような状態が、除去できていることは、放送を届けるために重要と認識されているということでよいかどうか、の2点お伺いしたいと思います。

#### 【日本放送協会（成見専任部長）】

NHKの成見と申します。まず、林構成員からの御質問にお答えします。

林構成員から御指摘いただいたお話は、まさにそのとおりでありまして、我々のほうもそういったところに従って、つまり伝送コストの削減、代替手段の確保に向けNHKと民放が共同して取り組むことは経済合理性の観点からも非常に重要であり、経営の技術的選択肢を増やしていく这样一个から検討していきたいと思っております。

それから、奥構成員からありました、BB代替作業チームでエア受けのお話が、こちらについては提示された後、技術的な検討をまさに進めている状況でございます。ただ、こちらに出てるエア受けの地域につきましては、IPユニキャストで送る地域というのは、現時点ではマルチキャストが送れない地域の想定ということで、たとえばいわゆる辺地地域を想定しております。そちらの状況、輻輳も含めて、今後技術的な検討を進めていくことになろうかと認識しております。

ひとまず、こちらのほうで回答とさせていただきます。

#### 【日本放送協会（小池専務理事）】

小池です。落合構成員の放送の役割に関する質問に対してお答えいたします。

放送の持つ価値が客観的に変わらないというよりも、放送の持つ信頼性、有益性を維持するため

に、様々な取組に取り組んでいかなければならないというのがNHKの考え方であります。このことは現在の2024年、今年度から始まりました3か年の中期経営計画でも、信頼できる基本的な情報の提供、民主主義の基盤である多角的な視点の提供を果たしていくという、この役割を掲げておるわけであります。

以上であります。

#### (7) 事務局説明

- ・事務局より、資料28-5及び28-6に基づき、説明が行われた。
- ・曾我部構成員及び林構成員より、それぞれ資料28-5、28-6について、次の通り説明が行われた。

##### 【曾我部構成員】

配付資料として、2ページございますけれども、1ページ目の論点1ないし3については、先ほどのNHKさんのIPユニキャストに関する御見解と割と近いところがあるのかなというところと、あと、1ページ目終わりから2ページにかけての将来像に関しては、詳細を御覧いただければと思いますけれども、大きく2つに分けておりまして、要するに、今までの延長線上でできる限りはそれをやると。ただ、あるときにそれができない状態が来るかもしれないと、そういう想定で2段階で書かせていただいているということを1点補足と。

もう1点は中を御覧いただくと、パブリックサービスメディアですか、あるいは参照点というような用語が使われておりますが、これは、この場の皆様方にはデジャブというか、既視感がある用語かと思いますが、これはNHKのほうで昨年の3月に報告書を出しました、次世代NHKに関する専門小委員会というものの取りまとめ報告書と共通点があるというものです。こちらは、私が座長というか、委員長を仰せつかっておりますので、一応NHKのことを、主張代弁しているということでは必ずしもなくて、委員会の取りまとめ自体が私の意見も入っているということで、そういうものとして受け取っていただければと思います。

ということで長くなりましたが、以上となります。

##### 【林構成員】

ここにまとめていただいたとおりの問題意識なんですけれども、せっかくスライドにまとめていただいたので一言、論文に書かなかつたことを付言しますと、2010年の通信と放送の融合法制の議論の際に、メディアサービスを特別な社会的影響力の有無に基づいて類型化した上で、その影響力の程度に応じて規制を再整理すべきであるという方向で、当時の研究会で議論、検討がされて、そ

の後、情報通信審議会に引き継がれて、そこでも検討されたんですけども、結局、当時はまだ機が熟していなくて、そういう試みは失敗したということあります。

なぜ15年前のメディアサービスの議論が頓挫したかというと、いろいろ原因があると思うんですけども、一つはプラットフォームを含む通信分野に公的規制をかけるということについて、非常に当時激しい反対があったということと、もう一つの原因として、放送業界からも、当時はまだ伝統的な放送概念の維持を望んだということもあるのかなと私は思っています。

その後、15年近くを経て、時代はさま変わりして、今は議論のベクトルも当事者の問題意識も大きく変わっています。確かに当時のように、電気通信事業と放送事業を統合するというのは理念に欠けるところがあったわけですけども、現在はネットによる様々な国民分断への対応策として、放送制度の再評価が改めてなされてきている中において、ここで改めて放送の役割を考えるというのは誠に時機を得ていると思います。

要は、2010年の通信と放送の融合法制の議論の失敗の轍を踏まないようにお願いしたいということで、放送とは何ぞやという骨太の議論がなされれば、非常によいかなと思っております。以上であります。

#### (8) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

##### 【伊東座長代理】

伊東でございます。どうもありがとうございます。本日のヒアリングにおきまして、BB代替に関するNHKの考え方をお伺いいたしましたが、およそ想定の範囲内であり、大きな違和感はございませんでした。

さて、私が主査を務めさせていただいております、BB代替作業チームにおきましては、技術面を中心にして、IPユニキャストによる放送の代替が実現可能なのか否かについて検討しております。その過程において、現時点では放送と同じサービスレベルで実現することが難しい機能や性能があるということが明確になってまいりました。

例えば、数十秒程度の伝送遅延の発生でございます。低遅延な配信技術を採用することも考えられますが、IPネットワークの混雑等により、受信端末でリバッファリングが生じた場合、画面がフリーズするなどの品質劣化につながります。また、作業チームで行った机上検討では、データ放送をIPユニキャストによって代替することも、現時点では技術的に困難であろうとの結論に至りました。

データ放送の機能は、静止画や動画、文字情報などを画面上の指定された位置に表示するだけ

はなく、どのタイミングで表示するのかを制御し、また、リモコンの操作に応じて的確に画面を動作させるなど多岐にわたります。これらの機能をIPユニキャストで全て問題なく代替するのは難しいことから、ほかの方法によって、利用者が多い、例えば気象情報などのデータ放送と同様の情報を提供することについても検討を進めております。

本検討会では、前回の会合から、地上基幹放送のIPユニキャストによる代替についての検討が始まり、今後代替が可能となった場合の要件や規律に関して、さらに検討が進んでいくものと想定されます。その際には、今申し上げましたデータ放送の件など、IPユニキャストに係る技術的な制約についても考慮しながら、検討を進めていただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

#### 【三友座長】

ありがとうございました。ワーキングの主査として御説明をいただきました。今、御説明いただいたとおりでございますので、皆様からの御意見をいただければと思いますし、もし、場合によつては伊東先生にもう少し具体的な内容をお伺いしたいということであれば、その旨、御質問いただければと思います。どうも伊東先生ありがとうございました。

#### 【落合構成員】

前回に続いてということで、既に発言させていただいたところがありましたので、特に後半の部分を中心にと、4、5などを中心にと思っております。

論点の4につきまして、IPユニキャストを行う者を規律することは適當かどうかというところです。この部分については、実際どういうプレーヤーが出てくるか、もしくは、どういうプレーヤーに担ってもらうかが、幾つかまだ選択肢があり得る状況なのではないかと思っております。

一つの考え方としては、例えば広域で行っていくような事業者が出てくる可能性もあるかもしれないこともあります。一方では、地場において、その地域において、どなたか別な事業者の方と協力をすることもあるでしょう。また、場合によってはほかの放送局と単純に共用にしていくというような場合に、また、このような場合には別な設備会社が必ずしもないというような場合など様々な場合があり得るのではないかと思います。ですので、例えば、ほかの放送事業者に委ねるという部分が仮にあるとすれば、その場合に別途の規律ということまでは必ずしも必要がないのかもしれないこともあります。

一方で、これが広域で行ってくる事業者がいる場合にどうなのかを考えてみると、いろいろな事業者からの委託のような構成で、それぞれ、いろいろな要請を受けてしまうということになると、

むしろ要請を処理できなくなるような可能性もあると思いますので、むしろ一定の規律といいますか、例えば場合によっては登録制を設けるなどして、その基準を満たしていれば基本的には良いのであるという整理をしたほうがより使いやすくなる可能性もあろうかと思います。それによって、逆に言いますと、それはそういった事業者が事業しやすいというだけではなく、一定の品質管理の水準を定めておくことによって、管理をする側においても楽になる部分もあるのではないかとも思います。

ただ、一方で例えば地場の事業者なども考えたりすると、単純に委託をしていくというような役割のほうが、もしかすると良いということはあるかもしれないとも思います。

幾つかパターンがあり得ると、個別に規律を行っておいたほうがよいという可能性と、単純にどちらかというと、放送事業者のほうで適切に指導ができれば、そういう形でも許容されるという考え方を取ることも両方あると思われます。委託によって基本的な業務の外注ができるようにするということは、事業分野によっては必ずしも禁止されていないこともありますし、法制的にもあり得るのではないかと思いますので、そういった幾つかの選択肢を実際のニーズがどう出てくるのか、また、これまでの放送法の法制上の様々な整理との関係で整合するのかというのを、事務局にも御検証いただく中で、できればいろいろな選択肢が選択できるような形で御整理をいただけるといいかと思っております。

第2点としまして、論点5のNHKの地上基幹放送のIPユニキャスト代替の点です。こちらについては、NHKについてもIPユニキャスト代替を行っていくということを可能にすることが適切なのではないかと思っております。

これは、もともとこの議論自体は、民放事業者にとっての経営の選択肢を考える中で出てきた議論ではございましたので、必ずしもその点については、NHKの予算規模等に照らすと、直ちに妥当るものではないように思っております。しかしながら、一方で、NHKと民放との間で協力関係を保っていく中には、ハードや設備面の共用等の協力といったようなこともあり得ると思います。また、先ほどほかの放送事業者と申し上げた論点の関係で、そういった点も、場合によってはNHKと共に共用なども考えることはあっていいのではないかと思います。そうしたときに、NHKにおいてIPユニキャストで代替不可となっているとすると、その連携をするための投資というのが、二重投資を要求せざるを得なくなることも考えられるかと思います。そういった意味では、NHKにおいてもIPユニキャストを利用するということを許容することがあつていいのではないかと思っております。

私のほうとしては、一応まず、以上2点、申し上げさせていただきました。

【三友座長】

ありがとうございました。

今、落合先生から発言あった内容というのは、今後、実際にどのような形でIPユニキャストが提供されるかということに大きく依存してくるかとも思っております。

【大谷構成員】

まず、1点目なんですけれども、民放連盟さんからのプレゼンテーションをいただいた点につきまして、ネット環境での違法コンテンツの御指摘につきましては、アテンションエコノミーが情報空間の健全性に与える影響が経済的な損失にもつながっているということが数字でもよく把握できるということで、良い資料をいただいたと思っております。

ただ、プラットフォームサービス事業者による動画サイトで、スポンサー名がどのように表示されるのかというのは、必ずしも動画投稿者との連動が、関係性がない場合もあるというようにこれまで理解してきておりまして、具体的には、例えばオンラインショッピングなどで買物をしたりしますと、そのショッピングサイトが、その後に見る動画サイトでのあらゆる動画にスポンサーとして表示されるというような実態もありまして、どういうスポンサーの広告が表示されるのかというのは、コンテンツ提供者だけではなく、視聴者の視聴状況にも依存している部分があると理解しているところです。

違法コンテンツが横行していることの不利益というのは非常に大きいということを理解いたしましたので、対策が必要だという思いは強いところなんですけれども、広告表示のアルゴリズムなど技術的な背景も踏まえまして対策を検討しないと、効果が十分なものにならないのではないかとも考えておりまして、技術的なことを確認する機会をいただければ、よりよいのではないかと思っております。これが1点目でございます。

そして、2点目でございますけれども、今しがた御意見などが相次いでいた、NHKの地上基幹放送のIPユニキャスト代替につきましてですが、特に条件不利地域に限って言いますと、これは取り組まざるを得ないものだとは考えております。中継局の停波なども含めて、どのような手続で代替していくのが、社会全体としてコストが最小に抑えられるのかといったことについては、いろいろシミュレーションをしなければいけないと感じております。

視聴者はもちろんのことですけれども、民放なども含めたステークホルダーの観点で、望ましいと思われる制度的な明確化が必要な時期になってきていると思っておりまして、伝送路の二重化による二重投資、あるいは民放との重複投資によるコスト増加がミニマムとなるような、社会的な、制度的な手当てが必須だということにつきましては、NHK様のプレゼンテーションに共感したと

ころでございます。

私からのコメントは以上でございます。

【三友座長】

どうもありがとうございました。大変重要なポイントを御指摘いただきました。

【林構成員】

ちょっと言い残した点があって、権利処理、とりわけ著作権処理について、質問を含めて発言させていただきたいんですけども、放送の定義、再考との関係で、これは理念論というよりは技術論なのかもしれないんですけども、権利処理の点、とりわけ著作権処理についてなんですけれども、テレビ番組におけるインターネット配信、同時配信、追っかけ配信、見逃し配信については、音楽、レコード、実演といった著作権とか著作隣接権に係る各権利者団体において、集中管理がなされていると思います。

そして、令和3年の著作権法改正によって、インターネット配信のうち、放送番組の同時配信を行う場合の権利処理は、放送とほぼ同等の扱いとなったわけですけれども、ただ、権利者団体に所属しないアウトサイダー問題というのは依然として残されていまして、というように理解しております。権利者不明の著作物等の利用を可能とする裁判制度というのが用意されているわけですけれども、これも令和5年の著作権法改正によって、著作物等の利用の可否に係る著作者の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する新たな裁判制度が創設されて、文化庁において制度の詳細の検討が進められていると承知しておりますので、その議論も併せて見ていく必要があるのかなと思いました。

その一方で、ここからが質問なんんですけども、放送事業者による、放送番組ではないオリジナルコンテンツのウェブキャスティングについて、これは権利者団体との間で包括契約等が結ばれておらず、集中管理が行われていない状況ですので、少し心配しているんですけども、ただ現状では、放送事業者による、こうしたウェブキャスティングの取組というのはほとんど行われていないとも仄聞しますので、そういう理解でよいのかどうか、実態はどうなっているのかというのを、民放連さんにお伺いできればと思います。

【日本民間放送連盟（本橋常務理事）】

民放連は、基本的に放送事業に関わる権利処理については、権利者団体と交渉しておりますが、オリジナルコンテンツの権利処理は、少なくともメインの業務にしていません。本日は分からない

ので、事後の回答とさせていただければと思います。

【三友座長】

分かりました。後ほど御回答いただければと思います。お手数ですけど、よろしくお願ひいたします。

【落合構成員】

改めて、質問というか、議論も深まったほうがいいのかなと思いまして、曾我部先生の御意見でもありましたので、御質問をと思いました。最終的に、将来的にといいますか、一番最後の段落の中で、場合によってはＰＳＭのような形で手挙げになるのではないかというお話も意見書のほうでまとめていただいております。確かにこういう状況というのもあり得るのだろうと思いましたが、一方で、現在の延長線上と言っていく中でも、例えば、ネットで配信をしていく中で、優遇付与として、著作権処理、プロミネンスなどが特典になる部分はあり得ると思います。一方で、例えば放送と似たようなコンテンツを流している事業者について、必ずしも放送の規律はかかるない状況は、現在も含めてあるようにも思っております。そうしますと、これは場合によって優遇を付与していくことを一つの電波の希少性の代わりの特典としていくという場合、付与される優遇があるのが放送であると捉えていくとすると、かなり手挙げ制のようなものに近い形になっていくのではないかとも思いました。この点について、どうお考えになられるでしょうかというのを、曾我部先生と、また、林先生の御意見の中でも、インターネットにおける放送の意義について、どういった根拠で見ていくのかという点を、過去の御論考ではございますが指摘されていたところがありましたので、林先生にもお伺いできればと思いました。以上です。

【曾我部構成員】

どうもありがとうございます。今の御質問は、私の資料、28-5の資料の2ページ目のところ、とりわけ3段落目以降というんですか、伝統的定義におけるという部分以降のことについて、御質問いただいたものと思います。

ここは確かにいろいろな考え方が可能ですので、これが唯一ということではないのですけれども、少なくとも現在書いてあるところは、まず、過渡期と取りあえず申し上げておきますと、過渡期においては、現在の放送法の規律のロジックを存置しつつ、それをネットにも及ぼしていくという発想ですので、それからすると、放送事業者でないものは、その枠組みには入ってこないということになります。

ただ、それとは別に一定のネットのコンテンツ提供者に、別なロジックで類似の優遇を与えるということはもちろん考えられるところではあると思いますが、しかし、基本的に今書いてある部分については、ある種の特権と、特別の義務のセットということですので、放送事業者以外のところにどういう形で類似の制度に乗せていくのかというところは、また別途考えないといけないだらうとは思います。

その上で、今、過渡期の制度は放送制度、あるいは放送そのものは、なお一定の社会的プレゼンスを持つという、一定の収益を、ありていに言うと一定の収益を生むという前提で議論しているわけですが、今後、例えばテレビの保有率がさらに下がってくる、視聴者もどんどん減ってくるということになると、そもそも免許維持自体が重荷になってくるということになると、放送制度をてこにした制度構築というのができなくなってしまいますので、その暁には放送制度というものを完全に組み替えていく、あるいは、場合によっては放棄していくというような形になっていくだろうというようなことで言っております。そういうことになると、完全に手上げ方式ということになっていくということがここに書いてあることなんですけれども、あまり直接お答えになっていないかもしれませんが、考え方としてはそういうことになります。

#### 【林構成員】

放送という制度根拠論について御質問いただいたと承知しております、非常に重たい質問をいただいたと思っております。

先ほど曾我部先生から特権、あるいは特別な義務というお話がありましたけれども、私もあえて言えば、放送というのは公衆に同時に情報伝達する「特別」な通信だと理解していまして、何が特別かというと、私の理解では、放送というメディアは、膨大な情報を収集、蓄積、整理、編集して、今何を知らなければならないかという重みづけをした上で、そういう情報を適時提示する能力、ノウハウ、組織力、そして社会的信用を保持していますので、そういう力が今後も十分に、十全に発揮されて、初めて民主主義の基礎となる状況、課題の提示であるとか、あるいは多様な意見の交換と民主的な最終判断、ひいて言えば政府、行政機関の職務遂行に対するモニタリングといった様々な機能が全うされると思っています。

そういう意味で、放送というものは、私は今後も特別扱いしていくべきものでなければならないのではないかと思っています。そのための個々の制度というのは、これからいろいろ議論していくんだろうと思っています。以上です。

### 【落合構成員】

先生方どうもありがとうございます。大変、さらに深めていただきまして、また、私のほうの質問としても、必ずしもほかのインターネットプラットフォーマーに入ってきていただくというよりかは、どちらかというと、民放の事業者の方々が手上げなどで参加していくというような形のほうが、経営の選択肢というのを捉えながら、さらにその機能を発揮していっていただくというのによい部分もあるのではないかと思ったところもありましたので、私の質問自体は、主にどちらかというと、手挙げというのは民放の方の中で選択肢があり得るという形がどうなのかなと思っていたというところがございましたので、そこだけ補足させていただければと思いました。以上です。

### 【三友座長】

どうもありがとうございます。大変重要な議論をしていただきまして、ありがとうございます。

### 【長田構成員】

先を見据えた大事な議論の後で、ぐっと現実のところに戻させていただいて恐縮なんすけれども、今現在でも放送を見るために様々な、いわゆる視聴者、特に条件不利地域にいらっしゃる方は、それいろいろな負担をしながら見ていらっしゃるところもあると思います。でも、それでも放送はとても大切で、林先生が御整理くださったみたいに、放送事業者に対する信頼というものは非常に強いというのが、私としては実感としてあります。なので、それを大切にしていくためには、非常に条件が難しいところでも、きちんと見ていただくために今回の御検討の中になっているIPユニキャストでの送信というのは、大切な解になるのではないかと思っています。

その中で、先ほどの御説明の中で、dボタンを使えなくなるかもとか少し遅延するかもというようなことにつきましては、それを御覧になる皆さんにきちんと御理解いただくことと、でもやはり先ほど、気象情報の話なんかがありましたけれども、これだけは何とかなりませんかというところを、その対象になる皆さんときちんと議論していくということも大切ではないかなと思っています。

私自身の経験の中でも、そういうところに住んでいらっしゃる皆さんが非常に自分たちの地域のために高いコストをかけていただくということに対して、負担に思っていらっしゃる方もまたいらっしゃいますので、極力コストのかからないような、そして合理的な方法で放送が提供されていくということを、今はぜひ検討していっていただきたいなと思っていますし、その中では、この放送局は普通には受信できるけども、この地域はこの局は無理ですというようなことのないように、その地域で見られるものはきちんと見られるというようになっていけばいいなと思っています。以上です。

【三友座長】

ありがとうございました。とても重要な御意見だと思います。地域の方がいらっしゃるわけですから、地域で受信される方たちの思いをいかに形にできるかというところも、この会議の非常に重要な点であると私も思っております。

【瀧構成員】

曾我部先生の意見を見ながら感じたことをお伝えします。論点6は非常にいろいろなものが詰まつた一ポイントになっている中で、10年、20年先に見直したときに恥ずかしくない議論をしたいなという観点で申し上げると、先生が取り上げられているPSMの発想は、今日、最初にした質問と似ているんですけども、健全な情報にもいろいろな番組の種類があるわけでございまして、それは文化の発信からニュースからスポーツに至るまで、いろいろなものがあると思うんですけども、それに固有の重みづけといいますか、価値があるんだろうなと思っています。私たちは今、公共的な価値をバンドルした形で、健全な番組という議論をつくりがちだなと思うんですけども、恐らくその中に市場が存在しやすい対象のものもあれば、あまり市場が存在しづらいものもあってそれをどうファンディングしていくかによって、一番市場性が低いものについて措置をしていかなきゃいけないみたいな、そういう優先づけができるくるんだろうなと思った次第でございます。

今は、例えば、公共の定義みたいなことをするときに、非常にバンドル化された、列挙型の発想が取られがちだと思うんですけども、本当にそれがバンドルされて定義されるべきなのか、いや、固有にそれが立っている状況のほうが正しいPSMの形なのではないかと、ちょっと仮説としてあるのかなと思っています。それぞれの間に経済学用語で言うと、範囲の経済性があるのかとか、ジャンルが交ざった状況を人間は視聴上は好むのかみたいなところも含めた発想を持っていかないと、一番維持されないパブリックの要素みたいなのが出てきてしまうのかもなと思いました。今後、どの場で取り上げるのか分からないですけれども、パブリックの意味を丁寧にアンパンドルしてちゃんと考えていくことが大事ではないだろうかという所感を持ちました。

所感にすぎないので、大いに間違っているかもしれないんですけども、何となく今後に向けて大事なポイントなのではないかと思って、私自身も検証していければと思っております。ただの意見でございます。

【三友座長】

ありがとうございました。大変重要な論点だと私も思います。どうもありがとうございます。

**【飯塚構成員】※検討会終了後に送付があったもの**

基幹放送の役割ないし放送の将来像に関連しますが、伝送路の話と、番組内容の話とに分けて、基幹放送がそれぞれにおいて、どのような役割が求められ、どこまでの義務を負うのかを、整理しておく必要があるのではないかと思われます。

伝送路については、諸外国では、地上波は、経済合理性の観点から、再送信（ケーブル、衛星、インターネット）との組合せで、放送番組の全国カバーを実現するというのが、現実的な解であり、欧州では、無線（地上波や衛星）は、インターネットとの組合せ（ハイブリッド）を前提として、継続されていく方向性にあるのが実情となっているかと存じます。

また、番組内容については、特にドイツでは、意見の多様性を担保するために、地域・地方に所在する中小の商業ローカル局の果たす役割が重要視され、民主主義の礎の一つとして位置づけられており、世論形成における多様な意見の尊重という観点から、ローカル局の果たす役割を考えていくことも、必要になってくるかと考えられます。

**(9) 閉会**

事務局より、第29回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。